



JASDAQ

平成25年9月25日

各 位

会社名  **新東株式会社**
代表者名 代表取締役社長 石川 達也
(JASDAQ・コード5380)
問合せ先 取締役管理部長 渡邊 和夫
電 話 0566-53-2631 (代表)

「特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ」に関する経過について

平成25年8月27日付「特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ」にてお知らせしました特定株主からの自己株式取得議案につきまして、本日、株式1株を取得するのと引換えに交付する金額が確定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式1株を取得するのと引換えに交付する金額

216円（平成25年9月25日の東京証券取引所JASDAQ市場における
当社株式の最終の価格）

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	44万960株（上限） （発行済株式総数に対する割合10.60%）
(3) 株式の取得価額の総額	150百万円（上限）
(4) 株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額の算定方法	平成25年3月1日から平成25年8月31日の6ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の平均価格に0.95を乗じた額と第50回定時株主総会開催日前日である平成25年9月25日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の最終の価格（但し、同日に取引が無い場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）を比較し、低い方の金額とする。
(5) 取得期間	平成25年9月30日～平成26年6月30日
(6) 取得先	有限会社石和

（注）上記の内容については、平成25年9月26日開催予定の当社第50期定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

3. その他

本自己株式取得にあたって株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額は、前記2.「取得に係る事項の内容」(4)に記載しましたとおり、会社法第161条および会社法施行規則第30条により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様におかれては、会社法第160条第2項および第3項による売主追加議案の請求権は生じません。

(ご参考)

平成25年9月25日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を除く)	3,981,638株
自己株式数	176,779株

以上